

資金循環統計の遡及改定について

1. はじめに

資金循環統計については、新たに入手した基礎資料や制度変更を反映した遡及改定値を毎年3月に公表しています。今般、2000年4～6月期以降の四半期計数、ならびに2000年度以降の年度計数の遡及改定を行いましたので、お知らせします。遡及改定値については、[時系列統計データ検索サイト](#)をご覧ください。

今回の遡及改定では、日頃から利用者の関心が高い以下の5項目を中心に、作成方法を見直しました。

(1) 家計部門の資産・負債残高の精緻化

個人投資家等による外為証拠金取引の拡大に対応して、同取引に関する証拠金残高や評価損益を新たに計上しました。

また、家計部門が保有する地方債残高の推計精度を高めるため、住民参加型市場公募地方債残高を用いることにしました。

(2) 政府部門の資産・負債残高の精緻化

中央政府が2006年より開始した金利スワップ取引の評価損益を新たに計上しました。

(3) 証券化商品残高の精緻化

証券化市場の一角を占める資産担保コマーシャルペーパー(ABCP)の残高計数に関する基礎資料を見直し、市場の実態に近づけました。

また、財政融資資金が実施している貸付債権証券化取引を計上する取引項目を、取引実態に合わせて見直しました。

(4) リース取引の計上方法の変更

「リース取引に関する会計基準」の変更により、原則として、所有権移転外ファイナンスリース取引を含む全てのファイナンスリースが非金融法人企業の財務諸表に金融資産・負債として計上されることとなったため、資金循環統計でも、より正確な金融資産・負債残高を計上することが可能になりました。

(5) 取引項目の残高合計値の公表拡充

2009年12月から国債発行総額などの金融商品別の残高を公表資料へ収録していますが、今回から、[時系列統計データ検索サイト](#)上でもデータ提供を開始しました。

2. 個別の見直し内容

(1) 家計部門の資産・負債残高の精緻化

(1-1) 外国為替証拠金取引の計上

個人投資家などによる外為証拠金取引が拡大していることから、同取引に係る証拠金残高や評価損益を新たに家計部門等に計上しました。

(イ) 内容

外為証拠金取引は、投資家が証拠金を取扱業者に預託し、証拠金額を上回る元本が存在するものと想定して差金決済により外国通貨の売買を行う取引を指し、直物為替先渡取引に該当します。取引には、取扱業者を通じて取引所において行う取引（東京金融取引所が提供する「くりっく365」）と、取扱業者と直接取引を行う店頭取引の二種類があります。

外為証拠金取引は、1998年に外国為替及び外国貿易管理法が改正されたことを契機に登場した個人向けの金融取引で、近年、大幅に拡大しています。例えば、証拠金残高は08年度末には取引所取引および店頭取引の合計で約5,600億円に上っています。こうした市場の実態に鑑み、資金循環統計にも外為証拠金取引に関連する資産・負債を計上することとしました。

具体的な取引項目としては、投資家（家計および法人企業）が取扱業者に預託する証拠金残高を、「預け金」として、家計部門および民間非金融法人企業部門の資産、ならびに非仲介型金融機関部門（取扱業者、取引所）の負債に計上します。取扱業者や取引所の保有する、預託された証拠金に見合う資産は、「預け金」（対顧客ポジションのカバー取引に係る預託金）ないし「流動性預金」として推計し、計上します。

未決済の建玉に関する評価損益については、外為証拠金取引が直物為替先渡取引であることを踏まえ「金融派生商品（フォワード系）」として、家計部門と非仲介型金融機関部門の資産に評価益を計上します（評価損の場合は、負債として計上します）。

証拠金残高の基礎資料としては、金融先物取引業協会および東京金融取引所のデータを使用します。また、評価損益額は、主要な取扱業者の財務諸表データから総額を推計します（ただし、決算期末以外の四半期末計数は、決算期末と同じ値とみなします）。

いずれも、下記のとおり、既存の取引項目に加算（減算）するかたちで、基礎資料の入手が可能な2005年第3四半期以降について新たに計上します。

(ロ) 影響

家計部門および民間非金融法人企業部門では、資産（預け金）が増加します（う

ち、家計部門では約 0.5 兆円増加)。非仲介型金融機関部門では、資産(流動性預金、預け金) 負債(預け金)が、約 0.1~0.4 兆円増加します。金融派生商品(フォワード型)については、評価益、評価損かに応じて、家計、民間非金融法人企業、非仲介型金融機関の各部門の資産または負債に計上します¹。

影響が発生する取引項目、部門名

取引項目名	部門名
預け金	・家計、民間非金融法人企業(資産)
	・非仲介型金融機関(資産、負債)
金融派生商品	・家計、民間非金融法人企業(資産または負債)
	・非仲介型金融機関(資産または負債)
流動性預金	・非仲介型金融機関(資産)

(八) 今後の課題

預託された外為証拠金の運用方法は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の改正を受けて、2010年2月よりカバー取引先への預託が禁止され、国債や預貯金等で運用を行う金銭信託に限定されることとなりました。このため、非仲介型金融機関の運用資産に関する推計の方法については、市場の実態を反映するように変更していく予定です。

(1-2) 地方債の計上方法の見直し

家計部門の地方債保有額として、住民参加型市場公募地方債(以下、住民公募債)の残高を用いることにより、市場の実態に近づけました。同時に、地方債発行総額についても、証券保管振替機構が公表する「一般債振替制度・債券種類別発行償還状況」の債券種類別内訳データを採用するなど、推計方法を見直しました。

(イ) 内容

これまで、家計部門が保有する地方債の残高については、現物債発行残高を推計し、これを家計保有分とみなすなど、必ずしも精度が高くないという課題がありました。実際には、2001年度より住民公募債の発行が開始されており、その後も年間数千億円程度が発行され残高も1兆円を超えています。このため、従来よりも精度の高いデータとして、住民公募債残高を家計が保有する地方債残高とみなすこととしました。

¹ 非仲介型金融機関部門は、預託された証拠金の一部をカバー取引の預託金として、残りを流動性預金として運用するものとみなしています。

また、現在の「民間非金融法人企業」等の部門が保有する地方債の残高は、別途推計する地方債発行総額から家計部門等の保有残高を差し引くことにより作成していますが、上記の見直しのタイミングに合わせ、地方債発行総額の推計方法も変更することとしました。今回の見直しでは、地方債を構成するデータ（登録債、振替債、現物債）のうち、振替債については、証券保管振替機構が公表する「債券種類別発行償還状況」の債券種類別内訳データを採用しました。また、現物債については、これまで一定と仮定していた登録債および振替債の合計額に対する比率を、市場データを用いて、毎四半期、推計する方法に変更しました。

（ロ）影響

計上方法見直しの対象となった部門について、取引項目「地方債」の資産・負債残高が増減します。具体的には、家計部門の資産残高が約 0.2～0.3 兆円増加します。また、「地方債」の発行主体である「地方公共団体」、「公的非金融法人企業」部門の負債残高が増減します（約 1.7 兆円～+0.2 兆円）。また、副次的な影響として、発行総額から家計部門等の保有残高を差し引いた残差として算出している「民間非金融法人企業」、「地方公共団体」、「対家計民間非営利団体」の各部門についても「地方債」（資産）残高が変動します（約 1.5 兆円～+0.1 兆円）。

影響が発生する取引項目、部門名

取引項目名	部門名
地方債	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、公的非金融法人企業(負債) ・家計、民間非金融法人企業、地方公共団体、対家計民間非営利団体等(資産)

（ハ）今後の課題

「民間非金融法人企業」、「地方公共団体」、「対家計民間非営利団体」の各部門が保有する地方債残高については、保有主体別内訳に関する基礎資料が十分に存在しません。引き続き、入手可能な基礎資料の利用を検討し、主体別保有残高のより正確な把握に取り組んでいきます。

（２）政府部門の資産・負債残高の精緻化（金融派生商品取引の計上）

中央政府が 2006 年より開始した金利スワップ取引の評価損益を新たに計上しました。

（イ）内容

政府（財務省）は、2006 年 1 月より、年限が短い国債を借り替える際の金利変動リスク管理等のため、金利スワップ取引を開始しました。資金循環統計では、金融派生商品の市場価値を計上することとしていますが、そのうち政府が実施するもの

については、計上できていませんでした。そこで、この度「一般会計財務書類」を基礎資料として、政府による金利スワップ取引の評価損益を、「中央政府」部門の「金融派生商品（フォワード系）」に計上することとしました。

（ロ）影響

2006年第1四半期より、「中央政府」部門の「金融派生商品（フォワード系）」の資産に評価益、負債には評価損を計上します。基礎資料では、複数の金利スワップ取引の評価損益をネットアウトしているため、資産または負債のいずれかに残高を計上することになります。現在のところ、計上額は約380億円（負債）と少額ながら、計上する枠組みを設けたことで、金融派生商品取引について将来的な増減を捕捉・計上可能となりました。なお、基礎資料は年度末時点の計数のため、四半期ごとに作成する資金循環統計では、6、9、12月末の計数は3月末と同値とみなします。

（3）証券化商品残高の精緻化

（3-1）債権流動化関連商品（ABCP）残高計数の作成方法の変更

「債権流動化関連商品」に計上している ABCP（資産担保コマーシャルペーパー）の残高計数を作成するための基礎資料として、証券保管振替機構が公表する「発行者区分別残高状況」を新たに採用し、より市場の実態を反映するようにしました。

（イ）内容

ABCPの残高は、これまで他の債権流動化関連商品の一定割合と仮定を置き、推計により作成していましたが、今回から、証券保管振替機構が公表する短期社債（電子CP）の発行残高データ（短期社債振替制度における「発行者区分別短期社債残高」うちSPC発行分）を基礎資料として採用することとしました。短期社債は、短期社債等振替法（当時）の施行を受けて発行額が増加し、2006年以降はCP発行額に占める割合が99%を上回るなど、CPの大半を占めています。そこで、ABCPの発行主体であるSPCによる短期社債発行残高を振替制度のデータから直接把握することにより、統計の精度向上を図りました。なお、データの遡及期間は、基礎資料が入手可能な2007年第2四半期以降となります。

（ロ）影響

新たに計上する ABCP の残高は現行の推計値を下回るため、発行部門である「特別目的会社・信託」の負債、および ABCP を保有する各部門の資産が減少します。また、「特別目的会社・信託」部門の資産のうち ABCP の裏付資産は、その負債である ABCP の発行残高を使って推計しているため、関連する取引項目（「民間金融機関貸出」、「企業間・貿易信用」）の残高も減少することとなります。一方、国内発行 CP 残高から ABCP の発行残高を控除することにより作成している「民間非金融法人企業」の CP 発行残高と、それを保有する「金融機関」等の CP 保有残高は増加することとなります。

遡及訂正の始期である 2007 年 4～6 月期における、今回の見直しの影響は下記のとおりです。

影響が発生する主な取引項目、部門名（2007 年 4～6 月期）

取引項目名	部門名	残高の増減
債権流動化関連商品	・ 国内銀行、農林水産金融機関、中小企業金融機関等、保険、企業基金、証券投資信託、ディーラー・ブローカー（資産）	減少 （約 1.4 兆円）
	・ 民間非金融法人企業（資産）	増加 （約 0.2 兆円）
	・ 特別目的会社・信託（負債）	減少 （約 1.2 兆円）
民間金融機関貸出うち 企業・政府等向け	・ 特別目的会社・信託（資産） ・ 民間非金融法人企業（負債）	減少 （約 0.6 兆円）
企業間・貿易信用	・ 特別目的会社・信託（資産） ・ 家計（負債）	減少 （約 0.7 兆円）
C P	・ 国内銀行、農林水産金融機関、中小企業金融機関等、保険、企業年金、証券投資信託、ディーラー・ブローカー（資産） ・ 民間非金融法人企業（負債）	増加 （約 1.4 兆円）

（八）今後の課題

今後は、「債権流動化関連商品」に含まれる他の商品（資産担保証券等）についても、基礎資料をできる限り入手して資金循環統計に反映し、証券化市場に対する利用者の関心に応えていく方針です。

（3 - 2）財政融資資金の貸付債権証券化に係る計上項目の変更

財政融資資金による貸付債権のうち証券化されたものについては、債務者の部門において、取引項目を公的金融機関借入から民間金融機関借入に変更しました。

（イ）内容

財政融資資金は、貸付残高の縮減や ALM（資産負債管理）等を図るため、2008 年 2 月から保有する貸付債権の証券化を行っています。貸付債権が証券化された場合、資金循環統計では、当該貸付債権を当初の債権者が属する部門から「債権流動化に係る特別目的会社・信託（以下、SPC）」部門に計上し直しています。財政融資資金の貸付債権についても、証券化された債権については、2008 年 1～3 月期計数より SPC 部門の貸付債権に計上し直しています。

こうした計上替えに伴い、証券化対象債権の債務者側では、当該債権の取引項目を

財政融資資金による「公的金融機関貸出金」(負債)から、SPC 部門による「民間金融機関貸出」(負債)に計上し直す必要が生じますが、債務者側のバランスシート上に、債権者に関する情報が記述されるケースは少ないため、これまでは「公的金融機関貸出金」(負債)のまま計上していました。

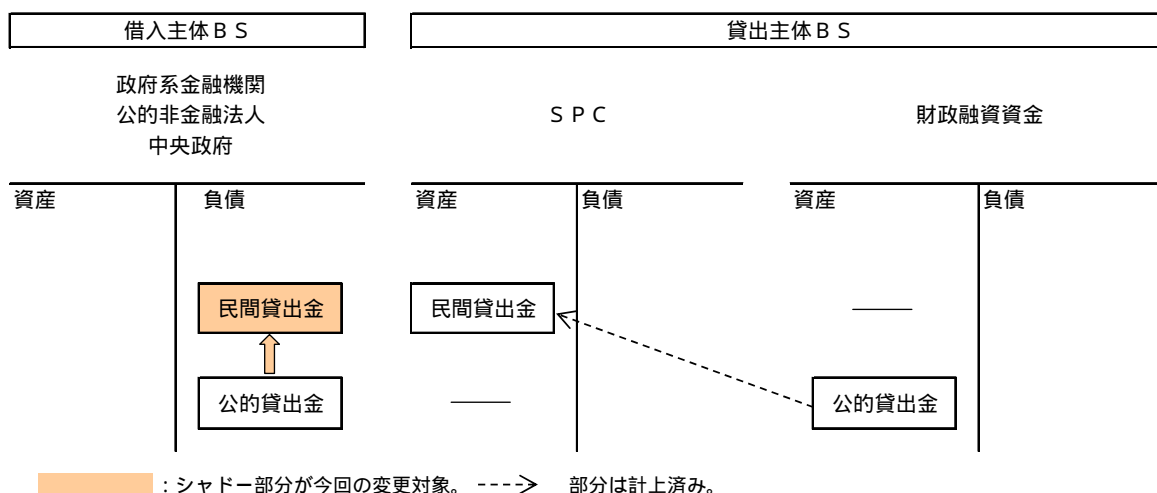
財政融資資金の証券化に関しては、詳細な内容(証券化対象となった債権額および債務者)が定期的に公表されており、統計の基礎資料として利用可能であることが確認できたため、当該情報を使って取引項目「公的金融機関貸出金」(負債)、「民間金融機関貸出」(負債)を計上することとしました。データの遡及期間は2008年1~3月期以降です。

(口) 影響

現状債務者が属する3部門(政府系金融機関、公的非金融法人企業、中央政府)について、証券化された債権額を「公的金融機関貸出金」(負債)から「民間金融機関貸出」(負債)に振り替えます。

副次的な影響として、「民間非金融法人企業」において、「公的金融機関貸出金」(負債)が増加、「民間金融機関貸出」(負債)が減少することとなります。これは、技術的には、いずれの取引項目についても貸出(借入)総額を他の基礎資料より確定している中で、上記の取引項目間の計上替えを行うことにより、それぞれの取引項目で他部門の残差として算出している民間非金融法人企業部門の残高の増減が生じるためです。

財政融資資金の貸付債権証券化に係る計上項目の変更



影響が発生する取引項目、部門名

取引項目名	部門名	残高の増減
民間金融機関貸出	・ 政府系金融機関（負債）	増加（約 0.1 兆円）
うち企業・政府等向け貸出	・ 公的非金融法人企業（負債）	増加（約 0.1 兆円）
	・ 中央政府（負債）	増加（僅少）
	・ 民間非金融法人企業（負債）	減少（約 0.2 兆円）
	公的金融機関貸出金	・ 政府系金融機関（負債）
	・ 公的非金融法人企業（負債）	減少（約 0.1 兆円）
	・ 中央政府（負債）	減少（僅少）
	・ 民間非金融法人企業（負債）	増加（約 0.2 兆円）

（４）リース取引の計上方法の変更

2008 年度より「リース取引に関する会計基準」が変更され、リース取引のうち「所有権移転外ファイナンスリース」（以下、移転外リース）が、原則として、企業の財務諸表に金融資産・負債として計上されることとなったため、新たに「割賦債権」として、資産・負債に計上し、より取引実態に近づけることが可能になりました。

（イ）内容

リース取引は、ファイナンスリース（リース期間の途中で解約することができないリース取引）とオペレーティングリース（ファイナンスリース以外）に大別されます。ファイナンスリースは金融取引とみなすことが可能であり、資金循環統計の計上対象となります（一方、オペレーティングリースは賃貸借取引であり資金循環統計の対象外）。しかし、ファイナンスリースのうち、その大半を占める移転外リースについては、これまで基礎資料の制約から計上することができませんでした²。この度「リース取引に関する会計基準」の変更に伴い、2008 年度より原則として移転外リースが金融資産（リース投資資産）・負債（リース債務）として企業のバランスシートに計上されることを受けて、資金循環統計にも反映することとしました。

（ロ）影響

移転外リースにおけるリース投資資産は、資金循環統計では「貸出」のうちの「割賦債権」として計上され、リース会社が含まれる「ファイナンス会社」部門の「割賦債権」資産の残高が増加します。負債側（移転外リース取引の借り手）の残高は、関連する部門間の按分により推計しており、「割賦債権」（負債）残高が増加します。

² ファイナンスリースのうち所有権移転リースとは、リース期間終了後又はリース期間の途中でリース物件の所有権が借手に移転する、リース期間終了後又はリース期間の途中で借り手がリース物件を割安な価格で購入する権利を有し当該権利が行使される蓋然性が高い、リース物件が借手の用途等に合わせた特別の仕様であり、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らか、という 3 条件のいずれかを満たすリース取引を指します。ファイナンスリースのうち、所有権移転リース以外のリース取引を所有権移転外リース取引と言います。

影響が発生する取引項目、部門名

取引項目名	部門名	残高の増減
割賦債権	・ファイナンス会社（資産） ・国内銀行、在日外銀、生命保険、民間損害保険会社、ファイナンス会社、民間非金融法人企業、公的非融法人企業、海外等（負債）	増加 （約 8 兆円）

（八）今後の課題

移転外リースにおける借り手側の債務計数を作成する際に使用している各部門の按分比率は、統計上の上位項目である「割賦債権」の負債と同率を適用しています。移転外リース取引の実態に合わせて、按分比率の精緻化を検討することが今後の課題です。

また、そもそも「ファイナンス会社」部門については、行政や業界団体等による精度の高い業界統計が存在しないという問題もあります。この点、カバレッジやサンプルの代表性などの面で限界はありますが、日本銀行では、貸金業者、リース会社、クレジットカード会社等の主要な企業を対象に独自の任意調査を行い、その結果を元に「ファイナンス会社」部門の計数を推計しています。

（五）取引項目の残高合計値の公表拡充

2009年12月から、国債発行総額などの残高合計値が一目でわかるよう、公表資料への掲載を開始しましたが、今回から、[時系列統計データ検索サイト](#)でも、取引項目（金融資産・負債項目）毎の残高合計値の掲載を開始しました。

（イ）内容

資金循環統計の金融資産・負債残高表では、経済主体（部門）毎に、各金融商品（取引項目）の資産負債残高を記録しています。これまでは、部門毎に全取引項目の残高合計を掲載していた一方、取引項目からみた全部門の残高合計値については、時系列データ、公表資料（マトリックス表）のいずれにおいても、掲載していませんでした。

このため、統計の利用者から、国債発行総額といった取引項目毎の残高や、資金循環統計全体の合計額を掲載して欲しいとのご要望を頂戴していました。この度、[時系列統計データ検索サイト](#)でも準備が整い、統計の利便性の一層の向上を図りました。

（ロ）対象期間

1979年度末以降の計数を対象とします。

3. その他の主な遡及訂正

資金循環統計の遡及訂正では、上記のような作成方法の見直しのほかに、確報公表後に入手した基礎資料の反映等を行っています。今回、計数への影響が比較的大きい遡及訂正は、下記のとおりです。

- ・ 「ファイナンス会社」部門の一部の取引項目について、基礎資料の一つとして使用している貸金業に関するデータ（金融庁「業態別の貸付残高」）を反映しました。この結果、下記の各項目について、2006年4～6月期以降のデータを遡及訂正しました。

遡及訂正対象の取引項目（ファイナンス会社部門）

現金・預金、民間金融機関貸出、割賦債権、株式・出資金、預け金、未収・未払金（以上、資産項目）、民間金融機関貸出、非金融部門貸出金、株式・出資金、預け金、未収・未払金（以上、負債項目）

- ・ 「民間非金融法人企業」部門の出資金（負債）に含まれる非上場株式の時価残高のデータを修正しました³。このため、同項目について、2007年10～12月期以降のデータを遡及訂正しました。
- ・ 同様に国民経済計算のデータを利用して作成している「公的金融機関」部門および「中央政府」部門が保有する株式（時価）についても、2006年4～6月期以降のデータを遡及訂正しました。
- ・ 地方公営企業等の年度データ（地方公営企業年鑑等）入手に伴い、「公的非金融法人企業」部門および「地方公共団体」部門の2007年1～3月期以降のデータを遡及訂正しました。
- ・ 基礎資料である国際収支統計において、IMF特別引出権の配分が計上開始されたことを受けて、資金循環統計でも7～9月期確報よりフローとして計上を開始しました。

4. むすび

資金循環統計は、各経済主体の金融取引、金融資産・金融負債を包括的に記録する統計ですが、基礎資料がない取引項目については様々な推計を行っているため、新しい金融取引の誕生などに伴って常に見直しを行う必要があります。日本銀行では、利用者のニーズを踏まえながら、引き続き統計精度の向上を図っていく方針です。

また、資金循環統計は、基本的に国民経済計算体系（SNA）に準拠している統計ですが、2009年2月に国連統計委員会において「2008年基準国民経済計算体系」

³ 非上場株式の時価残高には、内閣府が公表する国民経済計算で推計されたデータなどを使用しています。

(2008SNA)が採択されたことを受けて、内閣府では、現在、わが国のSNAを現行の93SNAから2008SNA基準に移行する検討を進めています。日本銀行としても、そのタイミングに合わせて、資金循環統計の改定を検討していく方針です。こうした中長期的な見直しのうち、現行の資金循環統計に先行して取り込むことが望まれる内容については、今後の遡及改定の際に、逐次、反映していきたいと考えています。

以 上

<p>本件に関する照会先 日本銀行調査統計局金融統計担当 03-3279-1111 (内線 3951)</p>
